

会議の名称	議会運営委員会	開催月日・令和6年5月2日 開会時間・午前・午後09時58分 閉会時間・午前・午後10時12分
出席者	後藤 國弘 川柳 雅裕 後藤 徹 野口 佳宏 南谷 佳寛 山田 紘治	
欠席者		
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍聴者	花村 隆	
説明のために出席した者	石黒副市長 堀総務部長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	○ 第2回臨時会について ○ その他	

【開会=午前9時58分】

後藤國弘委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。10日の臨時会について協議を行います。本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。

まず、市長提出案件について執行部から説明願います。副市長よろしくお願ひします。

副市長

それでは、令和6年5月10日開会の第2回羽島市議会臨時会において審議をお願いする付議案件について説明をさせていただきます。

付議する案件の内訳は、専決処分の報告等4件、令和6年度補正予算3件、以上7件でございます。それでは順次説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いします。「報第3号専決処分の報告について」です。

令和6年3月13日午後3時頃、正木町森13丁目27番地1地先において、駐車するため後退していた公用車の後部と、ブロック塀が接触し、ブロック塀に損傷を与えました。

これに対する損害賠償額を専決処分により定めましたので、報告するものです。損害賠償額は、「6万1,600円」で、相手方は羽島郡笠松町所在の法人です。

また、過失割合は市10割です。

次に4ページをお願いします。「承第2号専決処分の報告並びにその承認について」です。

5ページの「専第3号令和5年度羽島市一般会計補正予算(第11号)」について、3月29日に専決処分しましたので、報告し承認を求めるものです。

歳入歳出予算に「3億489万7,000円」を追加し、総額を「268億2,738万円」としたものです。

補正内容は、地方譲与税、各種交付金、国県支出金、寄付金等の歳入額の確定による基金積立金の増額及び財源振替等です。

次に23ページをお願いします。「承第3号専決処分の報告並びにその承認について」です。

同ページ下段の「専第4号羽島市税条例の一部を改正する条例について」3月31日に専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正したものです。

議案要綱の3ページをご覧ください。

改正内容としては、まず市民税について、令和6年度分の個人住民税所得割から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円を減税することとしたものです。

次に固定資産税及び都市計画税について、市の条例で講じる特例措置、いわゆる「わがまち特例」を法改正に併せて規定するとともに、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を3年間延長することとしたものです。

また、固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税における特例措置のうち、令和5年度末で適用期限を迎えるものについて、適用の延長等の所要の措置を講ずることとしたものです。

この条例は、令和6年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けたものです。

次に61ページをお願いいたします。「承第4号専決処分の報告並びにその承認について」です。

同ページ下段の「専第5号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」3月31日に専決処分しましたので、報告し承認を求めるものです。

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正したものです。

改正内容としては、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げ、地方税法施行令に定められた限度額としたものです。

また、軽減判定基準の算定における被保険者1人あたりの加算額について、5割軽減措置に係るものを29万円から29万5,000円に、2割軽減措置に係るものを53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げたものです。

この条例は令和6年4月1日から施行したものです。

次に65ページをお願いします。「議第37号令和6年度 羽島市一般会計補正予算（第1号）」についてです。

歳入歳出予算に「5億7,867万5,000円」を追加し、総額を「252億4,867万5,000円」とするものです。

補正内容は、定額減税補足給付金支給事業及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等です。

財源は国庫補助金等を充てるものです。

次に76ページをお願いします。「議第38号令和6年度 羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてです。

歳入歳出予算の総額に「74万3,000円」を追加し、総額を「67億5,074万3,000円」とするものです。

	<p>補正内容は総務事務経費で、システム改修を行うものです。財源としては県負担金を充てるものです。</p> <p>続いて81ページをお願いします。「議第39号令和6年度羽島市水道事業会計補正予算（第1号）」についてです。</p> <p>収益的収入に「431万円」を追加するものです。</p> <p>補正内容は国庫補助金で、漏水調査に係る業務委託に充てるものです。</p> <p>以上、今臨時会においてご審議をお願いする付議案件についてその概略をご説明申し上げました。</p> <p>なお、人事案件に係る議案として、市議会議員の方の中から選任されます「羽島市監査委員の選任について」臨時会の中で追加提出させていただく場合がございますので、よろしくをお願いします。</p>
後藤國弘委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>それでは執行部は退出していただいて結構です。</p> <p>(執行部退席)</p>
後藤國弘委員長	<p>次に会期日程について局長説明を願います。</p>
議会事務局長	<p>では会期日程等につきまして、事務局から説明させていただきます。</p> <p>今臨時会に提案される案件は、先ほど副市長から説明がありました通り、専決処分の報告等が4件、補正予算関係が3件、合計7件であります。</p> <p>よって会期は1日間ということをお願いしたいと思えます。</p> <p>次に、議事進行につきまして、市長から提出案件の説明、関係部長からの詳細説明後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論採決と進めることとなりますのでよろしくお願いします。</p> <p>続いて、正副議長等から辞職願が提出された場合の議事の進め方について説明いたします。</p> <p>まず、辞職願が提出された段階で、日程に追加し、辞職許可選挙と進めます。</p> <p>次に役員人事等についても、日程に追加して行います。各常任委員会、議会運営委員会は、令和5年5月12日に選</p>

任、今回が5月10日ということで常任委員の1年という任期満了前の改選となります。

令和3年の委員会条例の改正により、任期満了前の改選ができるようになりましたので、同第4条第3項で準用する議会運営委員会についても同様に改選を行います。

また、議会改革特別委員、広報広聴委員は辞任していただいてからの選任となります。

さらに監査委員の選任に関する議案が提出されましたら、日程に追加し、説明を求めた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決と進めていただきます。

以上、日程、議事進行について説明させていただきましたが、併せてその他事項として2件「閉会中の継続審査の申し出」と「委員名簿の配布」について説明させていただきます。

まず、「閉会中の継続審査の申し出について」ですが、委員会の活動は、議会の開会中に限られておりますが、例えば、委員の派遣や、所管事務の調査のための補助的手段もあり、会議規則第105条の委員の派遣は、会期中、会期外を限定しておりません。

従いまして、継続審査として付される案件は、必ずしも議案である必要はなく、特定事務調査のようなものも付託できると考えられます。

よって、各委員の所管事項について、会議規則第110条による閉会中の継続審査に付すことをお願いします

次に、委員名簿の配布についてであります。各常任委員会、議会運営委員会、議会改革特別委員会などの委員を選任することになりますが、本会議場に配布する名簿は、委員会ごとの委員の氏名を記載した名簿となりますので、よろしくお願いします。

なお、ごみ処理施設建設特別委員会、予算決算特別委員会、議員定数・報酬等検討特別委員会につきましては、現在の正副委員長委員の氏名を記載したものを配付しますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

後藤國弘委員長

会議日程については局長から説明のあった通り進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

後藤國弘委員長

では会期は1日間とし、日程については局長の説明の通り進めることといたします。以上で第2回臨時会について

後藤國弘委員長	<p>協議を終了します。</p> <p>続いて、「その他」について何かありますか。何かありましたらご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、議長何か。</p> <p>(発言なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>それでは、議会運営委員会をこれで終了したいと思えます。今議運は、これで最終となると思えます。皆さん1年間ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前10時12分】</p>